

広島市認知症カフェ運営事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、認知症カフェの整備を促進することで、認知症の人が自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするとともに、認知症の人の介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、広島市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第4条第1項第2号ウに規定する認知症カフェ運営事業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、認知症カフェとは、認知症の人と家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、相互交流が図れ、専門職による相談・助言等を行うことなどによって、認知症の人と家族等の孤立化防止及び地域で認知症の人と家族等を支える体制づくりに資する活動拠点をいう。

(事業内容)

第3条 本事業の内容は、認知症カフェの整備を促進するとともに、その運営を支援するものとして、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 認知症地域支援推進員及び地域包括支援センター等による認知症カフェの立上げや運営の支援
- (2) 認知症カフェを運営する団体等への支援金の給付
- (3) 認知症カフェに関する普及啓発
- (4) その他市長が必要と認める事業

(委任規定)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 広島市認知症カフェ運営事業実施要綱（平成29年4月1日施行）（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 前項の規定にかかわらず、この要綱の施行日（以下「施行日」という。）前に、旧要綱の規定に基づき実施していた事業のうち、別に定めるものについては、施行日以後も旧要綱の適用を受けるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。